

米沢市公共施設廃止後の施設利活用の考え方

1 公共施設廃止の必要性と基本方針

- ① 高度経済成長期に建設された施設の老朽化による更新費用の増加や人口減少による税収の減少等から、全ての公共施設を適正に維持していくための財源を確保することが困難になると予測されます。
- ② これに対処するため、市では、平成 29 年 3 月に策定した公共施設等総合管理計画において、『今後 20 年間で建物系施設の延床面積の保有総量を 20%削減』する基本方針を定めました。
- ③ 今後、この基本方針に基づき廃止する公共施設が発生しますので、その施設の利活用の考え方をお知らせします。

2 廃止後の施設利活用の考え方

廃止後の施設については、下表のとおり(1)→(4)の順で利活用を検討します。

利活用検討の順番	検討する際の留意点
(1) 本市事業等による利活用	①小・中学校体育館等は施設が使用できる期間は、避難所として原則維持します。 ②施設を転用して市の事業を実施する場合は、事業の必要性と財政負担を十分検討します。
(2) 地域団体等による公益目的での利活用	①地域の団体、NPO 法人等が公益目的の事業で使用する場合は、団体等が改修費等を全額負担する条件で施設を貸付します。ただし、使用面積がわずかで、(3)(4)の妨げになる場合は、貸付できないことがあります。 ②施設の貸付料は、事業内容により減免します。 ③貸付に当たって、市で改修等はいりません。また、施設の改修費や維持管理費に対する補助も、原則としていりません。ただし、その事業の内容が市の各種補助制度に該当する場合は、補助することがあります。
(3) 民間事業者等による営利目的での利活用 (可能性が見込まれる施設の場合に検討)	①営利事業を行う民間事業者等から事業提案を募集し、有償で売却・貸付します。 ②提案内容は、付近の住民の方にもお知らせし、意見を聴取します。
(4) 施設の利活用が見込めない場合	①原則として施設を解体し、土地を売却します。 ②土地の早期売却が難しいと判断した施設は、解体費や維持管理費、安全性等を考慮し、施設の解体時期を検討します。

注 1) 施設の用途を変更(学校から宿泊施設など)する場合、建築基準法等により大規模な改修が必要となったり、用途に制限を受けたりする場合があります。

2) 国等からの補助金等を活用して建設、改修した施設を転用する場合、国等に対して補助金等の一部を返還しなければならない場合があります。

3) 老朽化が著しい施設は、活用を検討せずに(4)に進みます。